

「子ども手当」が支給されます

次世代の社会を担う子どもひとりひとりの成長を社会全体で応援する観点から、中学校卒業までの子どもを対象に月額13,000円を支給するものです。次のとおり申請手続きについてお知らせします。

※現在、児童手当を受給されている方は、新たに申請手続きをすする必要はありません。手当は引き続き支給されます。

対象

中学校卒業までの子どもがいる世帯
申請できる方
対象となる子どもを養育している方

・公務員は、勤務先から支給されるため、職場へ確認してください。
・外国人で、在留資格のない方や短期滞在者は対象になりません。

支給額内訳

児童手当	+	子ども手当
5,000円	+	8,000円
10,000円	+	3,000円
0円	+	13,000円
= 合計 13,000円		

支給額（平成22年度）

対象となる子ども1人あたり
月額 13,000円

支給方法

保護者等の申請により、支給されます。

申請が必要な方

・中学2・3年生の子ども（平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ）がいる世帯
・児童手当を受給していないかつ世帯

申請方法

今回は、申請手続きが必要な方に、後日、必要書類を送付します。

◆問い合わせ

福祉課社会福祉班
☎(84)1257

児童医療費の手続きはお済みですか？

小学生の医療費助成制度を受けるには

事前に資格登録が必要です

制度の概要

町内に住所がある小学生（特別支援学校の小学部の児童を含む）で、健康保険（社保・国保・共済組合等）に加入している児童が病気やけがで医療機関に受診した時に、保険診療の一部負担金を助成する制度です。受給券は交付しないため、事前に資格登録申請をしてください。

診療の後、助成申請書に医療機関に支払った領収書を添えて町に申請します。

※高額療養費等の付加給付が受けられる場合は、その金額を差し引きます。

※学校の災害共済の給付が受けられる場合は、申請できません。

資格登録申請

○申請に必要なもの
児童の保険証・保護者名義の通帳（郵便局は除く）・印鑑・申請書
○申請場所
福祉課社会福祉班

交通遺児手当の支給

町では、交通事故により保護者が死亡あるいは重度の障害者となった場合、義務教育終了までの児童を養育する保護者に対し、交通遺児手当を支給しています。

支給額

児童1人あたり月額6,000円
必要書類

・警察署長発行の交通事故証明書
・重度の心身障害についての医師の診断書

◆問い合わせ

福祉課社会福祉班
☎(84)1257

◆問い合わせ

福祉課社会福祉班
☎(84)1257

「おかしい」と思ったら迷わず通告 ～子どもの虐待防止～

子どもに対する虐待は後を絶たない状態です。近所で「子どもの泣き声がいつも聞こえる」「子どもに不自然な傷がある」など、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたら、すぐに福祉課または児童相談所へ通告してください。

通告は、子どもを守るためのものです。通告した方の秘密は法律で守られます。

【児童相談所全国共通ダイヤル】

☎0570-064-000

※お住まいの地域の児童相談所におつなぎします。
※ PHS・IP 電話はつながりません。（ひかり電話等市外局番から始まる電話番号はつながります）

◆通告先（問い合わせ）

福祉課社会福祉班 ☎84-1257
東上総児童相談所 ☎0475-27-1733